

平成 30 年度 高等学校等通学費助成制度のお知らせ

西伊豆町では、平成30年度から高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、子どもの教育にかかる経済的な負担を軽減するため通学費の一部を助成します。

★★対象者★★

高等学校等に通学する生徒の保護者で以下の要件を満たす方が対象です。

- (1) 保護者及び生徒共に西伊豆町内に住所を有すること。
- (2) 町税及び水道料金、温泉料金、公営住宅使用料、学校給食費等の滞納が無いこと。
- (3) 対象となる通学費に対し、他の機関、制度等から補助・援助を受けていないこと。

★★助成金額★★

	助成金の額
松崎高校通学生	通学費から一月当り3,000円を差し引いた額の1/3相当額
松崎高校以外通学生	通学費から一月当り3,000円を差し引いた額の1/4相当額

例1) 安良里⇄松崎間 1 カ月ウィークデー定期代 15,830円

$$(15,830円 - 3,000円 (3,000円 \times 1 \text{ カ月})) \div 3 = 4,276円 \cdots \text{助成金額}$$

安良里⇄松崎間 1 カ月定期代 20,880円

$$(20,880円 - 3,000円 (3,000円 \times 1 \text{ カ月})) \div 3 = 5,960円 \cdots \text{助成金額}$$

例2) 仁科⇄蓮台寺間 1 カ月ウィークデー定期代 25,100円

$$(25,100円 - 3,000円 (3,000円 \times 1 \text{ カ月})) \div 4 = 5,525円 \cdots \text{助成金額}$$

仁科⇄蓮台寺 1 カ月定期代 32,760円

$$(32,760円 - 3,000円 (3,000円 \times 1 \text{ カ月})) \div 4 = 7,440円 \cdots \text{助成金額}$$

★★助成期間★★

3年を限度とします。

★★申請方法★★

申請書及び次の書類を添えて、教育委員会に申請してください。

- (1) 対象となる生徒の在学を証明する書類
- (2) 定期券の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

申請期間 前期（4月から9月までの通学費） 10月10日まで
 後期（10月から3月までの通学費） 3月10日まで
※3月10日までに一括で申請することもできます。

★★支給決定の取消し★★

次の要件に該当する場合は、助成金の支給を取消します。

- (1) 西伊豆町内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 退学したとき。

通学費助成制度に関するお問い合わせは
西伊豆町教育委員会学校教育係 電話：56-0212